四日市市農業経営開始資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年2月7日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第2号

四日市市農業経営開始資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業経営開始資金交付規則 (平成25年四日市市規則第3号) の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営開始資金交付申請書

農業経営開始資金の交付を受けたいので、四日市市農業経営開始資金交付規則第8 条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付期間	年	月	日	~	年	月	日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	~	年	月	日
前年の総所得*1 農業経営開始前の所得、被災による資金の交 (ア)							Ш
付休止期間中の所得及び資金を関載	記	(ア)				円	
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)			(イ)				円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載							円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による							
給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(手当)等)				□給付等	を受け	ている	ó
・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業				□給付等	-		
る助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付							

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする 所得が600万円以下であること。
- ※ 2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を 除く額。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

第20号様式を次のように改める。

第20号様式(第17条関係)

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は 「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業経営開始資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、新規就農者育成資事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供し、又は確認する場合があります。

(注)情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、東海農政局、三重県、 青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、 株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、 鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、 三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名) 氏名

(署名又は記名押印してください)

(参考)

第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき、 適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく必要があります。

第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以 下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20号様式の改正は、令和5年 4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の四日市市農業経営開始資金交付規則(以下「旧規則」という。)第5条の規定による承認を受けている事業については、旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(商工農水部農水振興課)